

介護保険料を滞納していると 保険給付に制限が加えられます

介護保険は「介護をする人をみんなで支えよう」とする制度です。

その運営に必要な保険料を滞納すると、ご自分が介護サービスを利用する時に、その未納期間に応じて保険給付の制限を受けることになります。(下表参照)

必要な時に必要なサービスが受けられないなどということがないよう、介護保険料の納付をお願いします。納付が難しい場合には、早めにご相談ください。
* 65歳以上の方またはその属する世帯の生計維持者がつぎのような事情がある場合には、保険料を減免または徴収を猶予することができます。
①震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき

②死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少したとき

③事業の廃止や失業などにより収入が著しく減少したとき

※問い合わせは、福祉保健課（保険給付について）
☎ 83-2777

会から令和9年11月1日までの2年間となります。